

福井市監査告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

教育委員会事務局

教育総務課、保健給食課（北部学校給食センター、南部学校給食センター及び美山学校給食センター）、青少年課及びスポーツ課

(2) 監査範囲

令和3年度及び4年度（10月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和4年12月5日から令和5年2月16日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。また、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

(指摘事項)

令和3年度全国中学校体育大会派遣事業補助金について、実績報告書が領収書等の証拠書類と一致しておらず、経費の二重計上等の誤りが散見された。

当該補助金は、各校からの実績報告額に基づいて按分されることから、実績報告額の誤りは参加校全ての補助配当額や生徒保護者の負担額に影響を与える。実績報告の確認は確実に実施されたい。

【教育委員会事務局保健給食課】

(意見)

全国中学校体育大会派遣事業補助金について、市の補助要綱には、旅費や食糧費等について具体的な基準が定められていない。また、補助金交付先の団体においても同様である。当該補助金は、各校からの実績報告額に基づいて按分されるが、旅費や食糧費に係る積算等の基準が無ければ、報告額の適正な審査ができず、各校への補助金配分の公平性を欠くおそれがある。

市の補助金が適切に各校に配分されるよう、旅費や食糧費等に係る具体的な基準を定められたい。

【教育委員会事務局保健給食課】